第七百六十五条第二項中「第七号まで」を「第十一号まで」に改める。

第七百六十七条を次のように改める。

第七百六十七条　削除

第七百七十二条の二の次に次の一条を加える。

（総務企画官）

第七百七十二条の三　総務課に、総務企画官一人を置く。

2　総務企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事務の企画及び立案並びに調整に当たる。

第七百七十六条を次のように改める。

（雇用環境・均等部に置く課）

第七百七十六条　雇用環境・均等部に、次に掲げる課を置く。

企画課

指導課

第七百七十六条の次に次の二条を加える。

（企画課の所掌事務）

第七百七十六条の二　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都道府県労働局の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　都道府県労働局の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること。

三　雇用環境・均等部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四　広報に関すること。

五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること（労働基準部及び職業安定部並びに指導課の所掌に属するものを除く。）。

六　労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務の企画及び立案に関すること（労働基準法及び最低賃金法の施行に関すること並びに労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

七　労働能率の増進に関する事務の企画及び立案に関すること。

八　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事務の企画及び立案に関すること。

九　職場における性的な言動に起因する問題に関する事務の企画及び立案に関すること。

十　育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事務の企画及び立案に関すること。

十一　短時間労働者の福祉の増進に関する事務の企画及び立案に関すること。

十二　家族労働問題及び家事使用人に関する事務の企画及び立案に関すること。

十三　女性労働者に特殊な労働条件に関する事務の企画及び立案に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

十四　女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務の企画及び立案に関すること。

十五　労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事務の企画及び立案に関すること。

十六　前各号に掲げるもののほか、雇用環境・均等部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（指導課の所掌事務）

第七百七十六条の三　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総合的な労働相談に関すること。

二　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（労働基準部及び職業安定部の所掌に属するものを除く。）。

三　労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務の実施に関すること（労働基準法及び最低賃金法の施行に関すること並びに労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

四　労働能率の増進に関する事務の実施に関すること。

五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事務の実施に関すること。

六　職場における性的な言動に起因する問題に関する事務の実施に関すること。

七　育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事務の実施に関すること。

八　短時間労働者の福祉の増進に関する事務の実施に関すること。

九　家族労働問題及び家事使用人に関する事務の実施に関すること。

十　女性労働者に特殊な労働条件に関する事務の実施に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

十一　女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務の実施に関すること。

十二　労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事務の実施に関すること。

第七百七十七条中「労働時間課（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。）、賃金課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）」を「賃金課（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。）」に改める。

第七百七十八条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号を一号ずつ繰り上げる。

第七百七十八条第二項中「第五号（賃金課の所掌に属するものを除く。）、第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号」を「第四号、第五号（賃金課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第八号まで、第十号及び第十二号」に改め、同条第三項を削る。

第七百七十九条を次のとおり改める。

第七百七十九条　削除

第七百八十条中「第十号、第十一号及び第十四号」を「第九号、第十号及び第十三号」に改める。

第七百九十三条第四項中「（雇用保険法第四十七条第二項の規定により日雇労働被保険者が行う求職の申込みの受理に関することに限る。）」を削る。

第四章中第八百二条を削る。

附則第三項を削り、附則第四項の見出し及び同項中「総務課医療費適正化対策推進室」を「医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室」に改め、同項中「第六十八条第二項各号」を「第六十九条の三第二項各号」に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

（情報セキュリティ監査官及び特別情報セキュリティ監査官の設置期間の特例）

5　第七十四条第四項及び第五項の本省に置く情報セキュリティ監査官及び特別情報セキュリティ監査官のうちそれぞれ一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。